

医療放射線安全管理室

1. スタッフ (2024年4月1日現在)

室 長（教授）（兼） 真鍋 徳子

- ・診療用放射線に係る安全管理に関する規定について
は、2019年3月に医療被ばく規制を含む医療法施行
規則の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令
第21号）が公布され、2020年4月に施行されること
になった。
- ・法令に基づき、当センターにおける診療用放射線の安
全利用を図るため、医療放射線安全管理室を設置し、
安心安全な放射線診療の遂行に務めている。尚、当管
理室は医療従事者の被ばく管理を行う「放射線管理室」
とは別に、患者の医療被ばく管理を行うものである。
- ・2022年度に医療放射線安全教育講習会を開催し、ル
ミネスバッジ所持者対象に医療放射線・被ばく三原則
など基本知識の教育啓蒙を行った。
- ・2023年1月には医療放射線安全管理指針（改訂版）
を策定し、センターポータルサイトに掲載した。
- ・医療放射線安全管理指針に基づき、2022年度医療放
射線安全管理委員会を行い、各種モダリティ別の患者
被ばくモニタリング結果の報告及び改善点について討
議した。

当センターでは、放射線部において全国でも有数の放
射線を利用した検査数を施行している。非侵襲的な放射
線画像診断は患者に多くの利益をもたらす一方で、放射
線被ばくによる潜在的な健康リスクが懸念されている。

当センターにおける有効かつ安全な診療の実現を目指
し、医療放射線安全管理室では患者の放射線防護を考慮
し、診療における放射線の安全な利用に努めている。